

経営移転にみる近代的畜産経営の成立条件（第1報）

西日本における畜産経営移転の動向

尾 崎 繁

(鳥取大学農学部農業経営学科)

The Shift of Livestock Farming from Urban Areas and the Conditions for Establishing Modern Farm Management

1. Survey on the Shift of Livestock Farming in the Western Japan

Shigeru OZAKI

(Department of Farm Economics, Faculty of Agriculture, Tottori University)

In recent years, livestock farming in the urban areas has been briskly moving into the farm areas because of the outbreak of hazards by livestock excrement pollution and a sudden rise of land prices and wages by the spread of urban areas. But, difficulties are being felt in the shift. For instance, it is not easy to get the land required for the relocation of farms and there is considerable local feeling against the trend. In order to define the actual conditions of the livestock farm shift in the Western Japan, the author made a questionnaire survey of 296 Agricultural Extension Stations in 1973. The results are as follows :

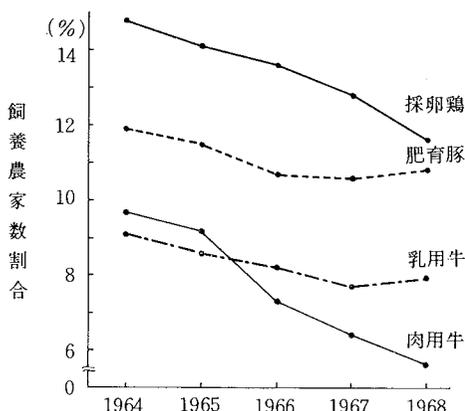
- (1) The move of farms is conspicuous in prefectures along the Inland Sea of Japan (Seto Naikai).
- (2) Following this, the Kyūshū District will be observed in terms of the suitable land into which livestock farms move.
- (3) 69% of the farms move individually, not in a group.
- (4) The conditions required to carry on the relocation of farms smoothly are facilities for disposal of livestock excrement and close cooperation with both local residents and agricultural cooperative units.
- (5) To obtain the land required for the relocation, it is necessary that a plan of land utilization is formed and that a public institution acquires the land previously.

I 緒 論

立地条件の優位性を背景に発展してきた都市近郊の畜産経営は、急速な都市拡大に伴う畜産公害の発生、地価ならびに労賃の高騰、家畜飼養環境の悪化などの原因により、近年停滞ないしは衰退の一途をたどっている。こ

の傾向は、第1図に示すように畜種によって差異はあるが、飼養規模の大きな階層ではより顕著である。

このような立地条件の悪化に対する畜産農家の対応の仕方は、①移転、②廃業、③現状維持の3つに大別できる。①の農家には飼養規模拡大のための用地確保を兼ね



第1図 畜種別飼養農家総数に占める都市近郊飼養農家数割合の推移 (農林省「畜産統計=家畜飼養の概況」より作成)

て、畜産経営への積極的な取り組みを示すものが多いのに対し、②には経営主の老令化、後継者の確保難などの内部事情も重なって、畜産経営に意欲を失った農家が少なくない。③の現状維持農家には①または②への移行過程としてとらえられるものと、あくまで都市近郊畜産の優位性を生かして、より資本集約的な経営を目指すものがある。

この論文では、これら3つの対応の中から①の経営移転に焦点を合わせ、それがどのような過程をへて近代的畜産経営の確立に結びつくかをとらえようとするものである。現在経営移転を考えている農家数は、採卵養鶏と肥育養豚を例にとっても、第1表に示すとおり全国でそ

第1表 畜産公害として苦情を受けたことのある農家数割合とその対策の内わけ (全国)*

畜種	飼養農家数	苦情を受けた農家数	そのうち対策のある農家		
			移転	施設の改善	その他
採卵養鶏	48,565	11.5	12.1	34.4	19.0
肥育養豚	398,300	2.6	14.4	48.4	

* 農林省「畜産統計=家畜飼養の概況」より作成。養鶏は1972年2月現在で、成鶏メス300羽以上の飼養農家が対象。養豚は1971年2月現在。

れぞれ676戸、1,481戸にすぎず、総飼養農家数からみるときわめて少ない。しかしこれらの農家の特色として、前述したように経営近代化への意欲が強いことや、都市

近郊畜産として企業的経営能力を身につけたものが多い点をあげることができる。移転農家を対象として選んだのはこのような理由によるものである。

とはいえ、この移転には多くの障害が伴っている。1)2)3)4)5)6)ととりわけ移転用地の入手難、あるいは地元住民の受け入れ拒否が移転難行の大きな原因となっている。第1報ではその実態をとらえるため、西日本(近畿、中国、四国、九州ブロック)における経営移転の動向を調べ、同時に各府県別の移転受け入れの余地、受け入れ条件、関係者がみた移転問題解決策などを整理してみた。なお、本報は中国・四国地区国立大学共同研究「瀬戸内海環境改善の基礎的研究」の一環として行ったものである。

II 調査方法

今回行った調査は次の2つに分けられる。1つは瀬戸内海沿い府県畜産課を対象とした畜産公害および経営移転に関する概況聞き取り調査であり、他の1つは近畿以西22府県の農業改良普及所を対象としたアンケート調査である。この報告では後者のアンケート調査を中心にとりまとめ、前者の調査はとりまとめ時の参考資料として用いた。

アンケート調査票は1973年1月に22府県の329普及所(一部府県では支所も含む)に郵送し、296普及所(90%)からの回答をえた。調査項目としては①畜産農家数の動向、②畜産公害の発生状況、③経営移転の動向、④移転希望農家の受け入れ余地とその条件、⑤移転問題の解決策、の以上5大項目と22の中項目、121の小項目をとりあげ、各普及所管内のようすを調べた。

集計はブロック別を主とし、府県別は一部の項目のみについて行った。

III 調査結果と考察

1. 1972年における経営移転の実態

1972年の1年間における経営移転の状況は、第2表に示すとおりである。移転事例のあった普及所数は全体の約半数で、ブロック別には九州の63%がもっとも高く、次いで四国49%、近畿42%の順になっている。府県別には第2図でもわかるように滋賀、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、大分、宮崎などの比率が高い。普及所あたりの移転農家数においても、九州ブロックは全体的に多く、その他のブロックでも前記の府県が比較的多くなっている。

これらのことから、近年の経営移転は瀬戸内沿岸の府

第2表 各普及所管内において1972年中に移転した農家の概況

項目 府県別	回収・ 集計普 及所数	管内の 移転農 家戸数*	移 転 の 範 囲**				移 転 方 式**		飼 養 畜 種 別**				
			同一府県内		他府県 からの 移 転*	他府県 へ の 移 転*	個人で	集団で	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
			同一市 町村内	他市町 村から									
近 畿	滋賀	7	16	68.8	18.8	6.3	6.3	56.3	43.8	43.8	18.8	12.5	25.0
	京都	10	5	40.0	60.0	—	—	100.0	—	80.0	—	—	20.0
	大阪	7	15	—	46.7	—	53.3	86.7	13.3	26.7	—	13.3	60.0
	兵庫	22	55	32.7	45.5	10.9	10.9	45.5	54.5	43.6	5.5	3.6	47.3
	奈良	7	4	—	75.0	25.0	—	100.0	—	25.0	—	25.0	50.0
	和歌山	7	12	83.3	16.7	—	—	100.0	—	8.3	—	91.7	—
	小計	60	107	38.3	40.2	7.5	14.0	63.6	36.4	38.3	5.6	16.8	39.3
中 国	鳥取	7	52	98.1	1.9	—	—	1.9	98.1	—	—	46.2	53.8
	島根	11	9	100.0	—	—	—	100.0	—	11.1	44.4	11.1	33.3
	岡山	9	45	71.1	11.1	17.8	—	68.9	31.1	48.9	13.3	11.1	26.7
	広島	20	19	10.5	89.5	—	—	36.8	63.2	10.5	26.3	15.8	47.4
	山口	37	20	80.0	20.0	—	—	100.0	—	25.0	35.0	15.0	25.0
	小計	84	145	75.9	18.6	5.5	—	46.9	53.1	20.7	15.2	24.8	39.3
四 国	徳島	9	7	71.4	14.3	14.3	—	100.0	—	14.3	—	—	85.7
	香川	6	11	63.6	36.4	—	—	100.0	—	—	36.4	18.2	45.5
	愛媛	12	43	51.2	48.8	—	—	72.1	27.9	30.2	18.6	39.5	11.6
	高知	14	6	100.0	—	—	—	100.0	—	33.3	16.7	33.3	16.7
	小計	41	67	59.7	38.8	1.5	—	82.1	17.9	23.9	19.4	40.3	16.4
九 州	福岡	21	40	50.0	42.5	2.5	5.0	87.5	12.5	40.0	20.0	25.0	15.0
	佐賀	8	35	100.0	—	—	—	100.0	—	51.4	28.6	14.3	5.7
	長崎	12	95	63.2	36.8	—	—	71.6	28.4	14.7	20.0	47.4	17.9
	熊本	19	56	73.2	26.8	—	—	94.6	5.4	42.9	19.6	30.4	7.1
	大分	11	28	85.7	3.6	10.7	—	50.0	50.0	32.0	24.0	40.0	4.0
	宮崎	11	33	60.6	39.4	—	—	51.9	48.1	18.2	18.2	42.4	21.2
	鹿児島	29	90	54.4	45.6	—	—	74.4	25.6	12.2	25.6	32.2	30.0
	小計	111	377	66.0	32.4	1.1	0.5	77.1	22.9	25.9	22.2	34.8	17.1
合 計	296	696	63.2	31.3	3.0	2.5	69.1	30.9	26.5	17.9	30.4	25.2	

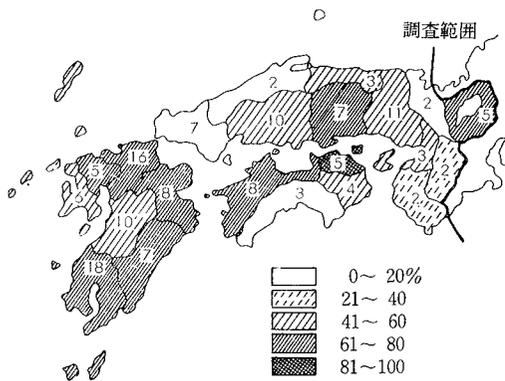
* 府県間の移転農家38戸については同一農家の重複が考えられるが、この調査ではこれら農家の追跡をしていないので、正しくは移転延べ戸数である。

** 移転農家戸数に対する割合で示したものの。

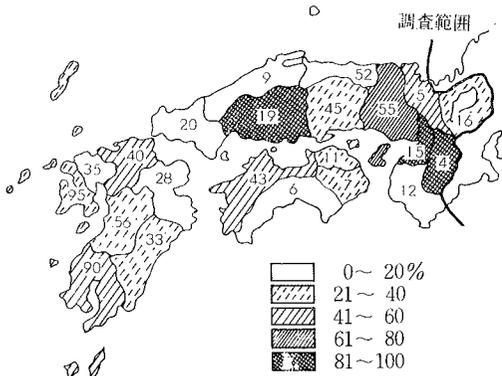
県ならびに九州ブロックで活発に行われているものと推察できる。しかしこれはわずか1年間のみの結果であるので、累積結果とはくい違いのあることも予想される。以下の考察についても同様の注意が必要である。

次にこれら農家の移転範囲をみると、696戸のうち95%が同一府県内での移転であり、さらにその%は同一市

町村内に限られていることがわかる。この傾向はとくに中国ブロックに顕著であるが、反対に近畿ブロックのように、市町村のわくはおろか、府県のわくを越えた移転が22%にも及ぶところもある。しかし府県別に詳細にみると、これらの傾向は同じブロック内でもかなり異っている。



第2図 1972年中に管内で移転農家のあった普及所数割合 (数字は当該普及所数)



第3図 1972年中に同一市町村のわくを越えて移転のあった農家数割合 (数字は移転農家数の合計)

すなわち第3図に示すように、中国ブロックの中でも広島、岡山では、市町村あるいは県のわくを越えた移転

がかなり行われている。四国ブロックでは徳島、香川、愛媛に、九州ブロックでは佐賀、大分をのぞく諸県にこの傾向が強い。また、大都市の密集している大阪、兵庫、滋賀、福岡などの府県では、県外に移転先を求める傾向が強い。これらの農家の移転先は不明であるが、第2表の数字からみれば、他府県からの転入割合が多い奈良、兵庫、岡山、徳島、大分などが考えられよう。兵庫、滋賀、福岡のように転出と転入の両方が行われているところもある。

このような府県による移転範囲の相違は、都市化の速度、移転問題の緊迫度、これまでの移転の進捗度、土地条件からみた畜産経営許容度、移転先までの遠近、行政側の取り組み方などによって生じたものと考えられる。

移転方式は全体的にみると%が個人で、残りが2戸以上の集団移転の形をとっている。しかし中国ブロックでは集団方式が過半数を占めているのに対し、四国ブロックでは個人方式が82%を占めるという地域差もみられる。また府県のわく、あるいは同一県内でも市町村のわくを越えた移転には、第3表にみられるように個人移転の比率が高い。

移転農家の畜種は、移転範囲がほとんど同一府県内に限られている関係で、ブロックあるいは府県の主要畜種を反映したものとなっている。たとえば九州および四国では肉用牛および養豚農家の移転割合が、他方近畿では酪農と養鶏、中国では養鶏がそれぞれ全体の移転割合を上回っている。なお、府県によってとくに高率を示す畜種があるのは、多くの場合、集団移転あるいは畜産団地造成事業にもとづく移転があった場合である。また、府県のわくを越えた移転には、酪農または養鶏農家の割合が高いことも1つの特色といえるが、事例が少ないのでこれが一般的傾向だとはいいがたい。

第3表 移転の範囲別にみた移転方式および飼養畜種別農家数割合

移転方式と畜種 移転の範囲	移 転 方 式		飼 養 畜 種				合 計	
	個人で	集団で	乳用牛	肉用牛	豚	鶏		
同 一 府 県 内	同一市町村内移転	67.7%	32.3%	28.1%	18.0%	35.9%	18.0%	100% (440)
	他市町村から移転	73.1	26.9	20.2	20.2	23.4	36.2	100 (218)
他府県	他府県から移転	38.1	61.9	45.0	5.0	10.0	40.0	100 (21)
	他府県へ移転	94.1	5.9	47.1	—	5.8	47.1	100 (17)
合 計	69.1	30.9	26.5	17.9	30.4	25.2	100 (696)	

2. 畜産団地造成事業にもとづく集団移転

国は1970年から畜産経営移転施設資金（現在は畜産経営環境保全資金）を設けて、経営移転に助成を行っている。これには単独融資を受けて個人で移転する場合、農協や地方公共団体などが補助金を受けて行う畜産団地造成事業に乗り、5人以上が集団で移転する場合がある。これら集団移転を対象とした団地造成事業について、各普及所管内で行われている事例をブロック別にまとめると、造成済み団地が全体で50カ所、計画中のものが61カ所あった。造成済みのものは近畿、中国に比較的多いし、計画中のものは九州に多い。

計画中の団地のうち計画が比較的具体化しているもの46団地に、造成済みの50団地を合わせた96団地についてその内容をとりまとめると、第4表および第5表のようになる。造成方式として多いのは、移転希望者が予定地を

取得して農協や市町村に団地造成を申請・委託するもので、全体の46%を占めている。これに対して、農協などが造成した団地を分譲あるいは借用する方式は34%しかないので、移転希望農家自らが用地確保に乗り出さなければならぬ場合も多いことがわかる。

移転の範囲は第2表に示した傾向とほぼ同じく、同一市町村内に限られている事例が多い。とりわけ計画中の団地では、そのほとんどが同一市町村内の農家のみを対象とした計画をたてている。地元農家の移転対策さえ難行しているところに、他地区の農家にまで手がまわりかねるといのが実情である。それだけに農家が、県外はもちろんのこと、他市町村に用地をみつけて移転することは、今後ますますむずかしくなるものと予想される。

移転範囲が狭いことはまた、通勤畜産を可能としている。反対に通勤畜産に対する強い希望が⁷⁾、移転範囲を

第4表 ブロック別にみた畜産団地造成事業の進展状況と団地造成方式（第5表へつづく）

項目 ブロック	造成済みの団地があるもの		計画中の団地があるもの		以下の集計に用いる団地数*	畜産団地造成方式					
	普及所数	団地数	普及所数	団地数		申請委託**	分譲***	借用****	第2次構造改善	その他*****	不明
近畿	11	16	10	15	25	56.0%	20.0%	12.0%	4.0%	—	8.0%
中国	15	15	9	10	22	45.5	27.3	9.1	9.1	4.5	4.5
四国	7	7	9	11	15	40.0	33.3	6.7	13.3	6.7	—
九州	11	12	18	25	34	41.2	17.6	14.7	11.8	—	14.7
合計	44	50	46	61	96	45.8	22.9	11.5	9.4	2.0	8.3

* 造成済みの団地に、計画中のものうち計画が比較的具体化しているものを加えた団地数（第5表にも適用）。これには農協や地方公共団体が独自で行っている団地造成事業も含む。

** 移転希望者が予定地を取得して、農協や市町村に団地造成を申請・委託する方式。

*** 農協や市町村が造成した団地を、移転希望者に分譲してもらう方式。

**** 農協や市町村が造成した団地を、移転希望者が借用する方式。***** 前記3方式の組合せ（2事例）。

第5表 ブロック別にみた畜産団地造成事業の内容（第4表よりつづく）

項目 ブロック	移転の範囲*			移転の形態*				飼養畜種*						
	同一市町村内	他市町村から	他府県から	家族ぐるみ	従事者のみ	通勤	以上の組合せ	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	乳用牛と肉牛	肉用牛と豚	他の組合せ
近畿	48.0%	40.0%	7.0%	20.0%	8.0%	44.0%	24.0%	48.0%	8.0%	8.0%	32.0%	4.0%	—	—
中国	45.5	31.8	4.5	4.5	13.6	63.6	9.1	4.5	4.5	9.1	50.0	18.2	—	9.0
四国	73.3	20.0	—	—	6.7	86.7	6.7	6.7	13.3	33.3	13.3	—	6.7	20.0
九州	79.4	2.9	—	14.7	8.8	64.7	2.9	20.6	14.7	26.5	5.9	2.9	11.8	8.7
合計	62.5	21.9	4.0	11.5	9.4	62.5	10.4	21.9	10.4	18.8	24.0	6.3	5.2	8.2

* ブロック別の各項目ごとの合計が100%にならない場合、その不足分は回答不明の団地によるものである。数字はいずれも団地数（第4表参照）に対する割合である。

狭めているともいえる。しかし移転先の住民には、通勤農家は公害だけをまき散らすだけで地元には恩恵がない、という不満が多いので、今後は公害防止を完璧にしないかぎり通勤方式の門戸も鎖される可能性が強い。

飼養畜種についても、前述の1972年における動向とほぼ同じである。

なおここで注目すべきことは、造成済み団地47カ所（50カ所中不明分3カ所を除く）のうち過半数の25カ所で、ふたたび公害問題が発生しているという事実である。乳用牛または鶏の団地を主軸とする近畿ブロックでは、70%にものぼる発生率を示しているし、四国の57%がこれについている。これらの府県では、すでに再移転の必要にせまられているところもある。

3. 畜産公害の発生状況

経営移転の直接の契機となっている畜産公害の発生状況を、公害の種類別に順位づけすると第6表のようになる。まず都市部と農村部に分けてみると、都市部では悪臭公害がもっとも顕著であり、次いで汚水、病虫、騒音の順となっている。これに対して農村部では汚水公害が目立ち、これに悪臭、病虫、騒音が次いでいる。両地域における悪臭と汚水の順位逆転は、民家の密集程度や下水施設の整備状況の差をあらわしたものと考えてよい。ブロック別にもほぼこれと同様な傾向がみられるが、四

国のように病虫より騒音の方が問題となっているところもある。

これらの違いは、各ブロックで飼養されている主要畜種の違いによるものと考えられる。すなわち豚、乳用牛では病虫よりも騒音の方が問題となるようであるし、肉用牛では悪臭よりも病虫、鶏では悪臭が他にくらべてとびぬけた公害発生源となっている。畜種による公害発生の頻度の点では豚が圧倒的に多く、次いで鶏、肉用牛、乳用牛の順となっている。この傾向は全国調査の結果⁶⁾とおおむね一致するところであるが、ここにあらわれた順序は同時に、畜種別にみた経営移転または畜舎施設改善の緊迫度を示すものといえる。

4. 移転希望農家の受け入れ余地

移転問題の解決には用地の確保が先決となる。用地確保にあたっての着眼点は、近代的畜産経営発展の可能性からみた適地性（自然的、経済的立地条件）と、地元の受け入れ体勢に分けて考えることができる。以下当該普及所数の割合を使ってこの問題を検討してみる。

まず適地性についてみると、第7表に示すように、全般的には近畿ブロックが38%でもっとも乏しく、九州が62%でもっとも富んでいる。しかし九州、中・四国ブロックにおいても福岡、大分、岡山、広島、香川、高知のように、適地性の乏しい県が散在している。近畿ブロッ

第6表 地域別および畜種別にみた畜産公害の発生状況*（1973年1月現在）

地域・畜種別	悪臭			汚水			病虫			騒音			
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	
都市部	近畿	64.3%	33.3%	2.4%	33.3%	33.3%	33.3%	5.1%	35.9%	59.0%	—	66.7%	33.3%
	中国	65.0	35.0	—	34.2	47.4	18.4	5.9	20.6	73.5	—	20.0	80.0
	四国	50.0	45.5	4.5	38.1	42.9	19.0	11.8	17.6	70.6	16.7	—	83.3
	九州	59.1	36.4	4.5	32.8	41.0	26.2	11.8	27.5	60.8	6.3	18.8	75.0
	小計	60.6	36.5	2.9	34.0	40.9	25.2	8.5	27.0	64.5	5.7	20.0	74.3
農村部	近畿	42.0	50.0	8.0	50.0	34.0	16.0	13.6	15.9	70.5	—	40.0	60.0
	中国	40.3	55.6	4.2	61.4	30.0	8.6	3.5	15.8	80.7	—	10.0	90.0
	四国	31.4	62.9	5.7	67.6	26.5	5.9	—	13.8	86.2	20.0	—	80.0
	九州	41.7	43.7	14.6	47.0	35.0	18.0	14.4	24.4	61.1	—	9.1	90.9
	小計	40.0	50.8	9.2	54.3	32.3	13.4	9.5	19.1	71.4	3.2	12.9	83.9
畜種別	乳用牛	31.0	48.9	20.1	56.2	20.8	23.0	17.8	32.2	50.0	28.6	—	71.4
	肉用牛	31.9	53.5	14.6	52.2	20.4	27.4	43.2	15.9	40.9	—	—	100.0
	豚	44.7	52.9	2.3	54.9	32.5	12.5	3.6	14.4	82.1	7.7	21.2	71.2
	鶏	87.9	11.7	0.4	7.7	34.6	57.7	9.4	50.2	40.4	7.5	44.5	47.9

* 公害の種類別に発生に応じて3位まで順位を記入してもらい、順位別の比率を算出した。

第7表 移転希望農家に対する地元の受け入れ余地と受け入れ条件*

府県別	項目	① 移転希望農家に対する地元の環境						② 移転を受け入れる条件(上位3位)**					
		地元市町村が消極的	地元の農協が消極的	畜産が重点作目でない	工場や畜産業優先	畜産の適地がない	次に示す条件が必要	畜産公害を出さない	地元畜産発展に協力	地元農協の全面利用	生活の本拠も移す	地元住民とけんがむ	畜種を限定する
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
近畿	滋賀	57.1	71.4	71.4	57.1	71.4	28.6	100.0	50.0	100.0	—	50.0	—
	京都	80.0	80.0	90.0	50.0	50.0	30.0	60.0	20.0	30.0	30.0	10.0	20.0
	大阪	100.0	100.0	71.4	71.4	100.0	14.3	85.7	28.6	14.3	42.9	42.9	—
	兵庫	68.2	59.1	63.6	72.7	50.0	13.6	54.5	36.4	27.3	27.3	9.1	9.1
	奈良	100.0	100.0	100.0	71.4	71.4	42.9	71.4	14.3	14.3	57.1	28.6	—
	和歌山	85.7	85.7	85.7	28.6	57.1	57.1	71.4	42.9	57.1	28.6	—	14.3
小計		78.3	76.7	76.7	61.7	61.7	26.7	63.3	30.0	31.7	30.0	16.7	8.3
中国	鳥取	57.1	71.4	85.7	71.4	28.6	—	57.1	42.9	14.3	14.3	14.3	—
	島根	54.5	45.5	27.3	36.4	45.5	27.3	63.6	54.5	27.3	27.3	9.1	18.2
	岡山	66.7	66.7	55.6	55.6	55.6	22.2	77.8	55.6	55.6	33.3	—	11.1
	広島	80.0	75.0	65.0	50.0	50.0	15.0	45.0	30.0	20.0	20.0	15.0	5.0
	山口	62.2	51.4	62.2	40.5	35.1	43.2	75.7	54.1	37.8	24.3	13.5	10.8
	小計		65.5	59.5	59.5	46.4	41.7	28.6	65.5	47.6	32.1	23.8	11.9
四国	徳島	44.4	66.7	33.3	22.2	44.4	22.2	66.7	44.4	55.6	22.2	11.1	—
	香川	83.3	100.0	100.0	100.0	66.7	16.7	83.3	16.7	33.3	33.3	33.3	33.3
	愛媛	75.0	66.7	75.0	50.0	25.0	33.3	75.0	33.3	50.0	16.7	—	8.3
	高知	78.6	71.4	78.6	14.3	57.1	28.6	78.6	28.6	50.0	42.9	14.3	21.4
	小計		70.7	73.2	70.7	39.0	46.3	26.8	75.6	31.7	48.8	29.3	12.2
九州	福岡	85.7	76.2	71.4	52.4	71.4	14.3	57.1	33.3	23.8	38.1	—	14.3
	佐賀	62.5	50.0	37.5	37.5	37.5	62.5	87.5	75.0	37.5	25.0	25.0	12.5
	長崎	50.0	33.3	33.3	25.0	25.0	41.7	91.7	50.0	41.7	41.7	8.3	16.7
	熊本	68.4	63.2	63.2	57.9	31.6	47.4	78.9	52.6	21.1	63.2	15.8	21.1
	大分	72.7	63.6	63.6	63.6	54.5	36.4	72.7	18.2	54.5	27.3	18.2	27.3
	宮崎	54.5	27.3	54.5	27.3	27.3	45.5	63.6	45.5	18.2	45.5	—	18.2
	鹿児島	34.5	34.5	27.6	17.2	20.7	51.7	82.8	55.2	58.6	44.8	10.3	6.9
	小計		59.5	50.5	49.5	38.7	37.8	41.4	75.7	46.8	37.8	43.2	9.9
合計		66.6	61.5	60.8	45.6	44.9	32.8	70.3	41.6	36.5	33.1	12.2	12.2

* 回答のあった普及所数に対する割合で示す。この数字は担当普及員が普及所管内のようすを独自の判断で回答した結果である。①②いずれも重複回答。

** 前項「次に示す条件」の内わけを示したものである。

クをはじめとするこれらの諸県では、畜産そのものが重点作目となっておらず、移転農家まで受け入れて畜産を伸ばす体勢となっていない。このことが逆に、これらの地域における経営移転の動きを活性化しているともいえる。

適地性がこのように乏しいことは、地元市町村や農協の受け入れ姿勢にも反映し、受け入れに消極的と判定さ

れた地区は調査普及所数の65%程度となっている。全般的には市町村よりも農協の方が積極的であるが、なかにはこれと反対の場合もあるし、兵庫県のように不適当な立地条件の中にありながら、かなり積極的な取り組みをしているところもある。

条件によっては移転受け入れ可能というところもあるが、九州ブロックをのぞくとあまり期待はできないよう

である。条件としては、いうまでもなく、ふん尿処理を完全にして公害を出さないことが第一にあげられている。このほか移転先の農協や農家と協調して、地元畜産の発展のために積極的につくすことも重要な条件としてあげられている。そのためには生活の本拠を移して、地元住民の生活にとけ込む努力が必要であるとしている。

このように一家あげての移転が受け入れの条件となると、用地確保の着眼点には畜産の適地性ととも家族の生活面からみた適地性、すなわち教育・医療・通信などの生活環境がどの程度整備されているかも取りあげなければならない。移転農家の経営確立のためには、かって開拓農家が経験したのと同じように、きわめて広範囲かつ複雑な条件が横たわっているといえよう。

5. 移転の円滑化とその方策

以上にのべた調査結果からも明らかなように、農家の移転希望がかなえられる可能性は、現状ではかなり低い

と判断せざるをえない。この問題解決の方策は種々考えられるが、いま普及所（主に畜産相当普及員）がとりあげた意見を整理してみると、第8表のようになる。方策は大別して用地確保、公害防止、移転方式の3つに分けて考えられるが、その75%は用地確保の問題に集中しており、しかもその半数近くは国や地方公共団体による用地の先行取得と、畜産団地の造成を強調している。

団地造成は本報告でもふれたようにすでに実施に移されているものであるが、計画が途中で挫折したり、所期の成績をおさめていない団地が散見されるのは、多くの場合、畜産公害防止施設の不完全とか地元住民の同意不十分、移転資金の不足などに起因⁹⁾するものである。それだけに団地造成計画は、単に用地確保の手段として考えるのではなく、公害防止や移転方式の問題とも総合的に調整して立案されるべきものといえる。

いずれにしても団地造成と用地確保には、国の畜産振

第8表 ブロック別にみた経営移転を円滑化するための問題点または対策*

問題または対策**		ブロック別				合計（割合）***
		近畿	中国	四国	九州	
用地確保に関する問題	① 国、地方公共団体による先行取得と畜産団地の造成	16	20	8	21	65 (46.1)
	② 国有林野の払下げと入会権の調整	3	8	1	11	23 (16.3)
	③ 長期、低利資金の融資わく拡大	3	6	2	8	19 (13.5)
	④ 畜産適地の選定と土地利用計画の策定	1	3	3	8	15 (10.6)
	⑤ 地価抑制対策の強化	3	2	1	5	11 (7.8)
	⑥ 行政区画を越えた用地情報の交換	—	2	—	3	5 (3.5)
	⑦ 離農開拓地のあと土地利用	—	—	1	2	3 (2.1)
	小計	26	41	16	58	141 (75.0)
公害防止に関する問題	① 採算ベースにのる公害防止法の開発	3	12	3	4	22 (64.7)
	② 公共投資による下水処理施設の整備	2	2	—	—	4 (11.8)
	③ 畜産経営環境整備事業の強化	1	2	1	—	4 (11.8)
	④ 移転先の住民との十分な話し合い	2	—	1	1	4 (11.8)
	小計	8	16	5	5	34 (18.1)
移転方式に関する問題	① 畜種別集団移転方式の採用	1	—	1	2	4 (30.8)
	② 当該市町村立会による移転同意書作成	1	—	1	2	4 (30.8)
	③ 移転農家自身の取りくみの積極的姿勢	1	1	1	—	3 (23.1)
	④ 市町村、農協の積極的な取りくみ	1	—	—	1	2 (15.4)
	小計	4	1	3	5	13 (6.9)
合計		38	58	24	68	188 (100.0)

* 数字は問題点または対策について指摘のあった普及所数。重複回答もある。

** 項目の作成ならびに仕分けは筆者が行ったものである。

*** 項目別の数字は小計に対する割合。小計の数字は合計に対する割合。

興に対する積極的な姿勢と、未利用地を畜産用地として開発するための行政区画を越えた組織が前提となることはいうまでもない¹⁰⁾¹¹⁾。とくに後者の用地開発組織は、移転希望農家に対する用地の情報提供の役割を果すこともあわせて望まれる。この意味で1973年度から始った農地保有合理化法人による用地買入れや、農林地移動情報収集組織などの施策¹²⁾、さらには抜本的な「土地問題とその対策」¹³⁾にかける期待は大きい。

IV 要 約

都市近郊の畜産経営は近年、急速な都市拡大に伴う畜産公害の発生、地価ならびに労賃の高騰、家畜飼養環境の悪化といった悪条件から逃れて、農村部へ移転する動きが活発となった。しかし、移転用地の入手難あるいは住民の反対にあって移転は難行している。この報告は西日本におけるこれら移転の実態をとらえるとともに、各府県の移転受け入れの余地ならびに受け入れ条件などを調べたものである。調査を行ったのは1973年1月で、近畿以西22府県の329農業改良普及所を対象にした。集計は回答のあった296普及所について行った。結果を要約すると次のとおりである。

- (1) 1972年の1年間に合計696戸の農家移転があったが、地域的には瀬戸内沿岸の府県で活発である。
- (2) 移転農家の95%は同一府県内での移転であり、さらにその%は同一市町村内の移転に限られている。
- (3) 移転農家の69%は個人で移転したものである。府県あるいは市町村を越えた移転には個人移転の比率が高い。
- (4) 畜産団地造成事業にもとづく集団移転事例96カ所(計画中のものも含む)のうち44カ所は、移転希望農家自身が用地を取得して、農協や市町村に団地造成を申請・委託する方式で占められている。この場合も移転農家の多くは同一市町村内のもので、しかも通勤方式をとっている。また造成済み団地の過半数では、ふたたび公害問題が発生し、再移転の必要にせまられている。
- (5) 公害の発生源は都市部で悪臭、農村部で污水が第1位を占めている。畜種別には豚が圧倒的に多く、ついで鶏である。

(6) 移転の適地としては九州がもっともよく、近畿ブロックがもっとも不適當である。このことは地元市町村や農協の移転農家受け入れ姿勢とも関係が深い。

(7) 移転受け入れの条件としては、ふん尿の安全処理とともに、地元の農協や農家と協同して畜産発展に協力することがあげられる。

(8) 移転用地の確保のためには、行政区画のわくを越えた土地利用計画の策定、公共機関による用地の先行取得と畜産団地の造成が急務である。

稿を終るにあたり、調査にご協力たまわった当該府県の畜産課ならびに農業改良普及所担当普及員に深謝したい。また本報告は、1972年度文部省科学研究費補助金(特定研究、課題番号92221)で実施したことを付記しておく。

文 献

- 1) 近畿農政局：大規模畜産団地設置計画調査・西播磨地区畜産移動立地調査結果(1972)
- 2) 農林省畜産局：畜産経営移転の実態(1969)
- 3) 小川政則：農業経営研究, N^o15, 26~56(1971)
- 4) 尾崎 繁：畜産の研究, 26, 25~28, 273~278(1972)
- 5) 小野塚功一：農業と経済, 37(3), 39~47(1971)
- 6) 竹島嘉平：農業と経済, 35(8), 23~30(1969)
- 7) 近畿農政局：大規模畜産団地設置計画調査・西播磨地区畜産構造意向調査報告(1972)
- 8) 農林省畜産局：畜産経営の動向, 262(1971)
- 9) 井上和衛：都市化と農業公害, 128~133, 労働科学研究所(1971)
- 10) 昭和47年度農業の動向に関する年次報告：昭和47年度図説農業白書, 210, 農林統計協会(1973)
- 11) 昭和48年度において講じようとする農業施策：昭和47年度図説農業白書, 46~47, 農林統計協会(1973)
- 12) 三上喜彦：aff(農林省広報), 4(6), 9~13(1973)
- 13) 経済企画庁：土地問題とその対策(中間報告), 朝日新聞(1973年10月2日号)